資料３

長期使用製品安全点検・表示制度施行に向けた取り組み

平成２１年３月

経済産業省商務流通グループ
製品安全課

スケジュール

- 平成19年11月21日

  消費生活用製品安全法の改正
- 平成20年3月26日

  消費生活用製品安全法施行令の改正
- 平成20年3月28日

  特定保守製品に関する省令の制定
- 平成20年5月1日

  電気用品の技術上の基準に定める省令の改正

- 平成21年4月1日　施行

＜目次＞

１．特定製造事業者等の準備状況
1-1　対象製品の製造にかかる準備
1-2　所有者情報の管理
1-3　点検体制の整備
1-4　関係者・消費者への周知

２．国・自治体等の周知活動等
2-1　制度運用準備
2-2　周知活動

1．特定製造事業者等の準備状況

1-1　対象製品の製造にかかる準備

・標準使用条件のJIS化

設計標準使用期間を設定するために必要となる標準使用条件（使用回数、使用時間など）をJISとして制定。

・設計標準使用期間の設定

JIS等の標準使用条件を前提に、各事業者が科学的に算出した数値により、安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないこと、又はその旨を判断することができなくなる時期を確認して設定。

＜科学的ノウハウの例＞

製品全体の耐久試験・加速試験結果、主要構成部材の耐久試験・加速試験結果、主要構成部材の技術仕様から推計、既販品の修理実績から推計、事故原因事象に関わる構成部材のFTA解析

・点検期間の設定

点検期間は、設計標準使用期間の終期を挟んで、前6ヶ月から1年半、後6ヶ月から1年半の間で設定する。点検体制や製造・輸入実績等を踏まえて、各事業者が製品毎に点検期間を設定。

・製品表示、取扱説明書

表示スペースを勘案して製品の見やすい位置へ読みやすい文字の大きさで表示、リモコンには誘導表示を貼付。

取扱説明書には制度説明、設計標準使用期間の算定の根拠、点検を行う事業所の配置、部品の保有期間などを記載。

・所有者票

製品が入っている箱の取り出しやすい場所に、目立つように添付（色つきの封筒など）。

集合住宅に設置される製品については、所有者票とは別の手段も用意（一覧表など）。

【参考1】標準使用条件のJIS制定作業の進捗

＜長期使用製品安全点検制度　9品目＞

屋内式ガス瞬間湯沸器・石油給湯機	＜JIS S2071　2008/06/20 制定＞
ビルトイン式電気食器洗機	＜JIS C9920-1　2009/03/20 制定予定＞
浴室用電気乾燥機	＜JIS C9920-2　2009/03/20 制定予定＞
屋内式ガスバーナー付ふろがま・石油ふろがま	＜JIS原案策定済。2009年7月制定予定＞
密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機	＜JIS原案策定済。2009年7月制定予定＞

＜長期使用製品安全表示制度　5品目＞

扇風機	＜JIS C9921-1 2009/03/20 制定予定＞
換気扇	＜JIS C9921-2 2009/03/20 制定予定＞
ルームエアコンディショナ	＜JIS C9921-3 2009/03/20 制定予定＞
電気洗濯機	＜JIS C9921-4 2009/03/20 制定予定＞
テレビジョン受信機（ブラウン管のもの）	＜JIS C9921-5 2009/03/20 制定予定＞

【参考2】タイムスタンプによる技術的補完

ガス機器における小型湯沸器点検時期通知の制度の有効性を高めるため、ガス機器製造事業者すべての小型湯沸器と給湯器・ふろがまについて、タイムスタンプ（点検時期告知）機能を搭載する。小型湯沸器については、既に平成20年4月から導入開始。

お知らせランプ（緑色）が点滅

点検ランプが点灯

【参考3】製品表示の例

特定保守製品

製品名 YR545(LP)
特定製造事業者等名
株式会社ハーマン
大阪市此花区春日出南3-2-10
製造年月 2009年4月
設計標準使用期間 10年
点検期間
2018年04月～2020年03月
問合せ連絡先
株式会社ハーマン
点検受付センター
[redacted]

管理用バーコード

ビルトイン式電気食器洗機への表示例

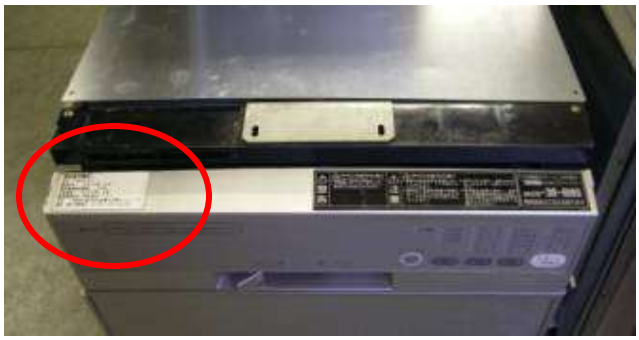

リモコンへの表示例

【参考4】取扱説明書の例

お客様へ　大切なお知らせです。必ずお読みください。

石油ふろがま用

【本製品は消費生活用製品安全法（消安法）で指定される特定保守製品です。】

●特定保守製品とは・・・

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの（消安法第２条第４項）」として指定された製品です。

●法定の点検期間がきたら点検を受けましょう。（法定点検）

- 特定保守製品は、経年劣化による重大事故を防止するために、製品毎に設定された点検期間中に点検(有料)を受けることが製品の所有者の責務として求められています(消安法第３２条の１４)。本製品に表示されています点検期間が到来しましたら、忘れずに点検を受けましょう。
- 点検はその時点で技術基準に適合しているかどうかの確認であり、その後の安全を担保するものではありません。法定点検後もご使用を継続する場合には、こまめに点検（任意）を受けることが本製品を安全にお使いいただくために必要となりますので、ご注意ください。

●法定の所有者登録をしましょう。

- 特定保守製品の所有者は、この製品の製造(輸入)事業者に法定の所有者登録をすることが求められています(消安法第３２条の８第１項及び第２項)。製品に同梱した「所有者票」に記入して投函または以下の連絡方法にてご登録をお願いします。**未だご登録がお済でない方や、所有者登録の内容に変更が生じた場合には、速やかにご登録をお願いします。登録をしないと点検通知が届きません。**
- 特定保守製品の取引事業者は、特定保守製品を取得する者から、記入された所有者票などの所有者情報の提供を受けた場合は、所有者票の返送代行などによりその情報を速やかに製造事業者等に提供することが求められています（消安法第３２条の８第３項）。
- ご登録いただいた所有者情報は、消安法、個人情報保護法および当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用いたしません。

■所有者登録の方法

- 所有者票（返信はがき）でのご登録
  製品に付属の所有者票のお客様記入欄に必要事項をご記入のうえ、返信はがきをご送付ください。
- インターネットでのご登録
  株式会社コロナのホームページ（http：//www.corona.co.jp）へアクセスし、画面の案内にしたがって登録してください。

●法定の点検通知をいたします。

本製品の設計標準使用期間１０年の前後１年間を法定点検時期と設定しており、法定の所有者登録をしていただいた方に、法定の点検通知をいたします（消安法の第３２条の１２）。

引越し等で所有者登録の内容に変更が生じた場合には、上記の変更登録をお願いします。変更登録をしないと点検通知が届きません。

■本製品の設計標準使用期間について

本製品は、設計標準使用期間を１０年と算定しており、適切な点検をすることなく、この期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

- **設計標準使用期間とは**、標準的な使用条件（下記の〈設計標準使用期間の算定の根拠〉参照）の下で、適切な取扱いで使用し、適切な維持管理が行なわれた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品ごとに設定されるものです（消安法第３２条の３）。**製品に付属の保証書による無償保証期間とは異なるものですのでご注意ください。**

〈設計標準使用期間の算定の根拠〉

本製品の設計標準使用期間は、製造年月を始期とし、日本ガス石油機器工業会規格Ｃ３０１に基づき、以下の使用条件を想定して、当社において耐久試験等をおこなった結果算出された数値等に基づき、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないことを確認した時期を終期として設計標準使用期間を設定しております。

（裏面へつづく）

家庭用石油ふろがまの標準使用条件

項目	条件
1.家族構成	4人世帯
2.使用条件	
・ふろ沸かし上げ回数 （給水温度15℃　沸き上げ温度40℃）	1回／日
・ふろ保温回数 （38℃から40℃へ保温）	2回／日
・浴槽標準水量	180L
4.使用頻度	
・1日使用時間	35分
・1年使用日数	365日

〈ご注意ください！〉

- 本製品を上記の標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境などでお使いいただいた場合などにおいては、設計標準使用期間よりも早期に安全上支障を生じるおそれが多くなることが予想されますので、製品に表示している点検期間よりも早めに下記問合せ先に連絡して点検を受けましょう。
- 製品を目的以外の用途に使用したり、業務用に使用されるなど、上記の標準使用条件と異なる環境でご使用された場合も設計標準使用期間の到来前に経年劣化等による重大事故発生のおそれが高まることが予想されますが、このようなご使用は、お控えいただくようお願いいたします。

●本製品の点検等に関するお問合せは、下記へご連絡ください。

- 株式会社 コロナ　お客様相談室　TEL [redacted]
  受付時間9:00～17:00　（土・日・祝日、夏季休暇・年末年始など弊社の休日を除く）
- または、最寄りの「コロナ お客様ご相談窓口」
  （取扱説明書の表表紙「お客様ご相談窓口一覧表」をご覧ください。）

〈点検料金について〉

- 点検料金はお客様にご負担いただくことになります。また、点検の結果、整備が必要となった場合は、別途整備費用が発生いたします。
- 点検料金は技術料、出張料等の合計した金額となります。詳しくは、上記「コロナお客様ご相談窓口」へお問合せください。

〈点検の結果必要になると見込まれる部品の保有年数〉

- 以下の部品の保有年数は12年です。
  排気筒・排気筒関係部品、安全装置とその制御装置、燃焼装置、燃焼室・排気経路・ふろ経路関係部品とその気密用パッキン類、給油・送油経路関係部品とそのシール用パッキン類。
  ※上記部品は経年劣化により不具合が発生するおそれのある箇所に関する部品であり、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。なお、補修用性能部品の保有期間は 7年です。

●日常の点検・手入れ

- 製品を安全にご利用いただくためには、お客様においても日常的に清掃や安全点検を行なって頂くようお願いいたします。詳しくは取扱説明書の「日常の点検・手入れ」の項をご覧ください。
- また、法定点検の他に定期的な点検（任意）を受けられることをお薦めします。詳しくは、取扱説明書の「定期点検」の項をご覧ください。

〈おことわり〉

改正消安法の施行日は、平成21年4月1日です。それ以前に製造された製品にも予め消安法関連事項の記載をしておりますのでご了承ください。平成21年4月1日以前に製造された製品（製造年月を同梱の所有者票および製品本体の正面に表示）の所有者票は任意のご提供となりますが、ご提出された場合は、平成21年4月1日以降に製造した製品と同様のお取扱いをいたします。

【参考5】所有者票の例

郵便はがき

7520790

153

（受取人）
山口県下関市長府扇町2-1
株式会社 長府製作所
お客様カード登録係 行

特定保守製品
1. 型名（製品名） KIB-0000056
2. 特定製造事業者等 株式会社長府製作所 山口県下関市長府扇町2-1
3. 製造年月 2009年4月
4. 製造番号 X000000
5. 設計標準使用期間 10年
6. 点検期間 2018年4月～2020年3月

販売事業者（特定保守製品取引事業者）様記入欄
販売事業者：
説明年月日：20 年 月 日

お客様へ

所有者票（返信用）

お客様記入欄

特定保守製品所有者情報

設置場所情報

ご意見

所有者登録の方法

インターネットでのご登録
インターネット登録番号 XXXXXX-XXXXXXX-X

お客様へ（法定説明事項）

販売事業者へ（特定保守製品取引事業者）様へ

1. 型名（製品名） KIB-0000056
2. 特定製造事業者等 株式会社 長府製作所 山口県下関市長府扇町2-1
3. 製造年月 2009年4月
4. 製造番号 X000000
5. 設計標準使用期間 10年
6. 点検期間 2018年4月～2020年3月
7. 問合せ連絡先 株式会社 長府製作所 0120

郵便はがき

242－8790

178

（受取人）
大和市深見台３－４
株式会社ガスター
点検センター 行

重要 この製品は平成２１年４月１日施行の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」に該当しますので、このはがきの裏面に所有者情報を記入して返信してください。

特定保守製品
型式：SR-SBN1-AFX-MT
特定製造事業者等名：
株式会社ガスター
大和市深見台 3-4
製造年月：2009年4月
製造番号：00.00-000000
ガス種：13A・12A
設計標準使用期間：10年
点検期間：2018年4月～2020年3月

販売事業者（特定保守製品取引事業者）様記入欄
販売事業者名：
説明年月日：２０ 年 月 日

お客様へ ガスターからの製品情報などを希望される方は、□に ✓ を入れてください。 □情報を希望する。

7120079000
↓ 切り取り線 ↓ 090401-1-001001

この所有者票はお客様の控えとなります。 お客様控え所有者票
取扱説明書とともに大切に保管してください。

お客様へ（法定説明事項）
この製品は平成２１年４月１日施行の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。
・この製品は経年劣化により危害をおよぼすおそれがあるため、この製品の所有者は点検期間に法定の点検（有償）を受けるなどの保守を行うことが求められています。
・この製品の所有者は所有者票の送付などにより、この製品の製造事業者に所有者登録することが求められています。
・この製品の所有者はこの製品の製造事業者から点検期間の始まる時期に法定の点検通知を受けることになっています。
・この製品の所有者は所有者登録の情報に変更があった場合は変更の登録が求められています。ガスター点検センターへご連絡をお願いします。
・所有者登録のため、この製品の所有者から所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者は所有者票の送付などの方法でこの製品の製造事業者に所有者情報を提供することになっています。

●点検の通知は郵送でお知らせします。

販売事業者（特定保守製品取引事業者）様へ
・販売事業者は消安法上この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
・所有者登録のため、この製品の所有者から所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者は所有者票の送付などの方法でこの製品の製造事業者に所有者情報を提供することになっています。

設置事業者（関連事業者）様へ
・設置事業者は所有者票を販売事業者へ渡してください。

■所有者登録の方法
所有者票に所定事項をご記入のうえ、切り取り線で切り取って返信してください。
電話による登録は受け付けておりませんので、ご了承ください。

■所有者登録についてご不明な点がありましたら、下記の問合せ連絡先までご連絡ください。（受付日時 平日 9:00～17:30）
※土・日・祝日など当社指定休日を除く。

■所有者登録いただいた情報は消安法・個人情報保護法および当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、リコール等製品安全に関する重要なお知らせや点検の通知、適切な保守、点検の実施以外には使用いたしません。

特定保守製品
商品名：ガスBFふろがま
型式：SR-SBN1-AFX-MT
特定製造事業者等名：
株式会社ガスター・大和市深見台 3-4
製造年月：2009年4月
製造番号：00.00-000000
設計標準使用期間：10年 ガス種：13A・12A
点検期間：2018年4月～2020年3月
問合せ連絡先（点検）：株式会社ガスター 点検センター
フリーダイヤル 0120

販売事業者（特定保守製品取引事業者）様記入欄
販売事業者名：
説明年月日：２０ 年 月 日

090401-1-001001

1-2　所有者情報の管理

所有者情報管理システムの構築や、個人情報管理規定等の整備を実施。

所有者情報の受付は、所有者票（郵送）、インターネットが主。

1-3　点検体制の整備

・点検にかかる情報提供

点検工数に基づく時間や修理実績等から、点検料金を設定。

既販の点検対象製品についてホームページで公表。

点検料金の設定の基準についてホームページで公表。

部品の在庫状況などの情報を提供。

・点検技術の確保

各事業者は点検の手引きを作成し、第三者機関に保管。

（財）日本ガス機器検査協会が「ガス機器点検員資格制度」を創設、（財）日本燃焼機器検査協会が「石油機器点検員資格制度」を創設、（社）日本電機工業会が「点検技術的講習実施のためのガイドライン（仮称）」を準備中。

各事業者は、これら制度を利用して、自社製品の点検技術員を養成。

（参考1）（財）電気安全環境研究所は「点検の手引」保管業務を立ち上げ、規定等をホームページで公開。

（参考2）（財）日本石油燃焼機器保守協会は、長期使用製品安全点検制度の創設を踏まえ、石油機器技術管理士が活用する「点検整備基準」を策定中。

・点検結果シート、点検済みシール

点検結果シートでの指摘や点検済みシール等により、点検結果を客観的かつ明示的に所有者に伝える。

（シートの例）

（お客様用）　**浴室用電気乾燥機 点検結果 明細表**　No.

点検日　平成　年　月　日

お名前	ご住所 〒
型名 / 製造番号	電話番号
設計標準使用期間　年	製造年月 **年　月**

判定	
○ ： 適合しています。	△ ： 不適合がありましたが、処置しました。（埃、変形、緩みなど）
× ： 不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。	― ： 今回の点検には該当しません。

	チェック項目	判定	コメント
設置状況	① 機器固定用金具の異常		
	② 製品取付ねじの緩み		
本体	① 熱による異常　著しい変形		

チェック項目	判定	コメント
■製品に電源電線を有する場合		
① 電源接続部（製品内部）　変形		
変色		

（シールの例）

1-4　関係者・消費者への周知

・パンフレット、設置工事取扱説明書など

各事業者が、販売事業者向けパンフレット等を用意し、説明。

販売事業者、関連事業者に対して、設置工事取扱説明書等に説明を記載したり、特定保守製品であることを梱包に表示。

・チラシ、ホームページでの制度案内

各事業者が消費者向けに、長期使用製品安全点検制度の説明、所有者情報の登録方法、問い合わせ先などの情報提供のためにチラシやホームページを用意。

2. 国・自治体等の周知活動等

2-1 制度運用準備

・制度のガイドライン

・長期使用製品安全点検・表示制度ガイドライン
・個人情報の取扱いに関するガイドライン
・OEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン
・長期使用製品安全表示制度の表示例

・点検基準の解説

点検基準の補足説明。各社の点検の手引きの参考資料とする。
パブリックコメントを実施中。

・立入検査について都道府県等との調整

販売事業者の立ち入り検査を実施する都道府県担当者用のマニュアルを作成し、実施方法について調整。

2-2 周知活動

・政府広報

＜テレビ番組＞
キク!みる!(フジTV他)，ご存じですか(日本テレビ他)，Just Japan プラス(tvk他)，MY JAPAN(CS朝日)，ナッ得！ニッポン(BS朝日)

＜インターネット広告＞ asahi．com，MSN産経ニュース

＜ラジオ番組＞ Happyニッポン，Beautiful Japan

＜新聞＞ 新聞突き出し広告(7紙)2月17日～22日，
新聞広告(全国紙、地方紙) 3月下旬予定

＜雑誌広告＞ 文藝春秋，レタスクラブ，週刊文春，女性セブン，家の光

＜政府広報オンライン＞
お役立ち記事 http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200812/5.html
政府インターネットテレビ http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2345.html

【参考6】新聞突き出し広告

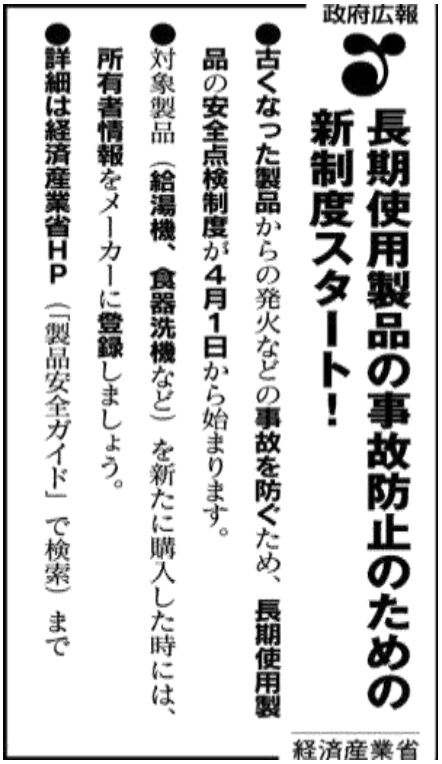

【参考7】政府インターネットテレビ

・メディアによる広報

広報誌や業界紙など約80紙に　原稿提供や取材協力

・説明会及び消費者向けセミナー

ブロック説明会（9回）約2千名，都道府県説明会（95回）約5千名，製品安全点検日セミナー 約2千名，NITEセミナー約6千名，団体説明会（220回）約10万名　＜延べ参加者数　約11万5千名＞

（参考）

対象製品の届出事業者あて通知や団体を通じて説明会の開催を案内。併せて広報媒体を配布。また、経済産業省ホームページに説明会やセミナーの案内を掲載。

・広報媒体の配布

消費者向けリーフレット 800万枚，消費者向けポスター10万枚，
事業者向けパンフレット130万部，事業者向けガイドライン25万部，
周知用DVD（自治体利用）2千枚予定，聴覚障害者用CD（適宜）

・業態別参考資料の配付

・販売事業者の説明要領例
・通信販売事業者向け説明資料
・住宅生産者向け説明資料

・所有者あて通知

平成20年12月
　賃貸住宅経営者・管理団体あて　通知
平成20年12月
　国・自治体の公営住宅・庁舎管理部署あて　通知